

注：資料に掲載した支援策のうち、令和元年度事業の補助対象者の決定や予算の執行は、令和元年度予算及び関係法令の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、ご注意ください

地域未来牽引企業の事業拡大に 対する支援策について

令和元年5月
経済産業省
地域経済産業グループ

【税制】地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法）

- ・建物等を取得した場合、**20%の特別償却**又は**2%の税額控除（法人税or所得税）**
- ・機械装置等を取得した場合、最大**50%の特別償却**又は**5%の税額控除（法人税or所得税）**
（付加価値額増加率が8%未満の場合は、**40%の特別償却**又は**4%の税額控除**となります。）
- ・都道府県から地域経済牽引事業計画の承認を受け、先進性等について国から確認を受けることが必要です。

※この他、自治体によって、**固定資産税、不動産取得税の減免を受けることができる場合があります。**

お問い合わせ先：**03-3501-0645（地域経済産業G 地域企業高度化推進課）**

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
直近年度の付加価値額増加率が8%以上	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域未来投資促進法）

- ・地域経済牽引事業計画の承認事業者が行う設備投資に必要な資金に対し、低利の融資を実施。
- ・貸付利率：運転資金は**基準利率**。設備資金は基準利率から**0.4%引き下げ（特利①（中小企業事業）、特利A（国民生活事業））**。ただし、設備資金について、以下のいずれかの基準を満たす場合は、**基準利率から50.9%引き下げ（特利③（中小企業事業）、特利C（国民生活事業））**。
①新規開業して7年以内、②困難な経営状況にある場合、③公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合
- ・貸付限度額：中小企業事業 7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）、国民生活事業 7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）
- ・貸付期間：設備資金20年以内（うち、据置期間2年以内）、運転資金7年以内（うち、据置期間2年以内）
- ・お問い合わせ先：**日本公庫支店窓口又は事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）**

【税制】地方拠点強化税制（オフィス減税）

- ・本社機能の移転・拡充について、税制上の優遇措置を実施。（対象は、事務所、研究所、研修所。業種による制約はないが、**工場や店舗は対象外。**）
- ①地方の本社機能を拡充する場合（例：地方に本社を置く企業がその本社を増築、東京23区以外の地方で主力生産工場がある地域に研究所を新設。）
→建物等の取得価額に対し、**特別償却15%**又は**4%の税額控除**（機械装置は対象外。）
- ②地方に本社機能を移転する場合（例：東京23区に本社を置く企業が地方都市に新社屋を建設し本社を移転、東京の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から移転）
→建物等の取得価額に対し、**特別償却25%**又は**7%の税額控除**（機械装置は対象外。）
- ※①、②とも、都道府県知事から特定業務施設整備計画の認定を受けることが必要です。また、建物等の取得価額は2,000万円以上（中小企業者（租税特別措置法上の中小企業者）は1,000万円以上）であることが必要です。この他、雇用促進税制、地方税の免除または減税措置（自治体によって条件が異なります。）、中小企業基盤整備機構による債務保証等の支援策も用意されています。
- ・お問い合わせ先：**道府県の地方拠点強化税制の窓口**

【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域再生法）

- ・特定業務施設整備計画の認定事業者が行う事業に必要な設備資金や運転資金について、低利の融資を実施。
- ・貸付利率：運転資金は**基準利率**。設備資金は基準利率から**0.9%引き下げ（特利③）**。ただし、2.7億円を超える部分は基準利率。
- ・貸付限度額：7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）
- ・貸付期間：設備資金20年以内（うち、据置期間2年以内）、運転資金7年以内（うち、据置期間2年以内）
- ・お問い合わせ先：**日本公庫支店窓口又は事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）**

【補助金】自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金※対象は、福島県の避難指示区域等への立地 【公募期間】未定

- ・福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援します。
- ・対象経費：**用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費等（社宅整備も補助対象です。）** ・交付要件：投資額に応じた一定の雇用の創出など
- ・補助率：避難指示区域、解除後1年までの避難解除区域 中小企業**3/4～2/3**、大企業**2/3～1/2**
避難解除区域等 中小企業**2/3～1/2**、大企業**1/2～2/5**
- ※福島県に立地する場合は、この他にも、税制上の特例や雇用関係の助成金等の支援策がございます。
- ・お問い合わせ先：**福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室（03-3501-8574）**

建物を新設、増設したい。

【補助金】ものづくり・商業・サービス補助金 公募期間：2月18日(月)～5月8日(水) 補正予算成立後 ※2次公募は夏以降を予定

- ・①新製品開発のための**製造機械の購入**、②**効率的な最新の加工機**等の購入、③**システム構築費用**などを支援します。
 - ・補助上限額：一事業者あたり**1,000万円**、補助率：**1/2**又は**2/3**
 - ・支援を受けた方の売り上げ増加率は、中小企業の平均の**1.6**倍です。
- お問い合わせ先：**03-3501-1816** (中小企業庁技術・経営革新課)

【補助金】IT導入補助金 公募期間：5月27日(月)～

- ・補助対象になるITツールについては、今後立ち上げられる補助金HP上に掲載しているもの。RPAや業務管理ソフトの導入を支援します。※ハードは対象外
 - ・補助上限額：**450万円**、補助率：**1/2**
 - ・**地域未来牽引企業と、地域経済牽引事業計画の承認事業者等**に対し、**加点措置を講じる(予定)**
- お問い合わせ先：**03-3580-3922** (商務サービスG サービス政策課)

【補助金】戦略分野における地域経済牽引事業支援事業 公募期間：2月15日(金)～4月1日(月)

- ・地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者と連携して行う、試作品開発等の事業化や加工用機械・検査工具・専用ソフトウェア等の設備の購入を支援します。
 - ・補助上限額：**2,500万円(連携事業者に応じて最大1億円)** 補助率：**1/3(中小企業)**、**1/4(非中小企業)**
- お問い合わせ先：**03-3501-0645** (地域経済産業G 地域企業高度化推進課)

【補助金】エネルギー使用合理化等事業者支援事業 公募期間：5月20日(月)～6月28日(金) ※17:00必着

- ・工場等における省エネ設備の入替を支援します。
 - ・補助上限額：**15億円(工場・事業所単位での申請)** (予定)、**3,000万円(設備単位での申請)** 補助率：**1/2、1/3、1/4**
 - ・対象設備を限定しない「工場・事業所単位」、申請手続きが簡易な「設備単位」での申請が可能です。
- お問い合わせ先：**03-3501-9726** (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課)

【税制】中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)

- ・**金属加工機械・冷蔵庫**などの機械装置・器具備品等を取得する場合**即時償却**又は**10%の税額控除**が適用されます。
 - ・主務大臣から経営力向上計画の認定を受けることが必要です。
- お問い合わせ先：**03-6281-9821** (中小企業税制サポートセンター)

【融資】日本政策金融公庫の低利融資(中小企業等経営強化法)

- ・経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金に対し、低利の融資を実施。
- ・貸付利率： 運転資金は**基準利率**。設備資金(土地及び建物に係る資金を除く。)は特別利率③に引き下げ。※設備資金の2.7億円超は基準利率。
- ・貸付限度額： 中小企業事業 7.2億円(うち運転資金2.5億円)、国民生活事業 7,200万円(うち運転資金4,800万円)
- ・貸付期間： 設備資金20年以内(うち、据置期間2年以内)、運転資金7年以内(うち、据置期間2年以内)
- ・お問い合わせ先：**日本公庫支店窓口**又は**事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)**

機械装置等を
導入したい。

【税制】生産性向上特別措置法に基づく税制支援

・市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき**新たに導入した機械装置等**の固定資産税を市区町村の判断で**3年間最大ゼロ**にできます。
お問い合わせ先：**設備導入先の市区町村**

【税制】地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法）※再掲

【融資】地域活性化・雇用促進資金＜地域経済牽引事業計画関連＞（地域未来投資促進法）※再掲

【税制】中小企業投資促進税制

・**金属加工機械**などの機械装置等を取得した場合に**30%の特別償却**又は**7%の税額控除**が適用されます。
お問い合わせ先：**03-6281-9821（中小企業税制サポートセンター）**

【税制】商業・サービス業・農林水産業活性化税制

・冷蔵庫などの器具備品等を取得する場合に**30%の特別償却**又は最大**7%の税額控除**が適用されます。
お問い合わせ先：**03-6281-9821（中小企業税制サポートセンター）**

【税制】中小企業防災・減災投資促進税制

・防災・減災設備を取得する場合に**20%の特別償却**が適用されます。
・経済産業大臣から事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要です。 ※改正法案の成立が前提です。
お問い合わせ先：**03-3501-1765（中小企業庁企画課）**

【補助金】戦略的基盤技術高度化支援事業 公募期間：1月28日（月）～4月24日（水）

・中小企業が公設試等と連携して行う、研究開発、試作品開発及び販路開拓等の取組を**3年間で最大1億円**支援します。
・単年度補助上限額：**4,500万円**、補助率：**2/3**
・支援対象は、中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等による共同体になります。
お問い合わせ先：**03-3501-1816（中小企業庁技術・経営革新課）**

【補助金】商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）公募期間：2月15日（金）～4月19日（金）

・中小企業が産学官で連携し、または異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、サービス産業の競争力強化に資すると認められる取り組みを支援します。**地域経済牽引事業計画の承認事業者等に対し、加点措置を講じています。**
単年度補助上限額：**3,000万円**、補助率：**1/2（一般型）、2/3（IOT、AI等先端技術活用型）**
お問い合わせ先：**03-3501-1816（中小企業庁技術・経営革新課）**

【補助金】国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金（農商工等連携事業）公募期間：2月7日（木）～3月7日（木）

・中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品の開発・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費の一部を支援します。
・補助率：**1/2**、補助上限額：**500万円** ただし、機械・IT等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業の場合、**2/3以内（1回目）、1/2以内（2～3回目）、補助上限額1,000万円（1回目）、500万円（2～3回目）**
お問い合わせ先：**03-3501-1767（中小企業庁創業・新事業促進課）**

機械装置等を導入したい。

研究開発や事業化を進めたい。

【補助金】JAPANブランド育成支援事業 公募期間：2月18日(月)～3月18日(月)

- ・中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対し支援します。
【戦略策定段階への支援（専門家の招聘、市場調査、セミナー開催等）】
補助率：2/3、補助上限額：200万円
- 【ブランド確立段階への支援（専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等を行うプロジェクトに対し、支援）】
補助率：（1・2年目）2/3、（3年目）1/2、補助上限額：2,000万円
- ・**地域未来牽引企業に対して加点措置を講じています。**
- ・お問い合わせ先：03-3501-1767（中小企業庁創業・新事業促進課）

【補助金】地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業 公募期間：平成30年12月25日(火)～1月28日(月)

- ・地域の複数の中小企業による共同利用が見込まれ、中小企業単独では十分使いこなすことが困難な先端技術に係る設備を導入する公設試・大学等に対し、補助します。
- ・**申請主体は、地域未来牽引企業ではなく、公設試・大学等になりますので、ご注意ください。（例：地元の特産物を活用した食品を開発し、販路を獲得することを目的に、産官学からなる研究会を設置し（公設試・大学等は、食品の成分分析を担当）、連携支援計画の承認を得る。その後、公設試・大学等が、食品の成分分析に係る分析装置を本補助金で申請。）**
- ・限度額：1億円（広域連携の案件は1.5億円）、補助率：100%（自己負担無し）。
- ・連携支援計画の承認を受けた案件に対し、加点措置を講じています。
- お問い合わせ先：03-3501-0645（地域経済産業G 地域企業高度化推進課）

【委託費】地域中核企業ローカルイノベーション支援事業 公募期間：2月25日(月)～3月25日(月)

- ・地域企業が地域中核企業となって地域経済を牽引する新たなプロジェクトの創出や、地域中核企業の更なる成長、共通課題の解決等を目指して、**複数の支援機関が連携して、地域の有望企業群を支援する取り組みを支援します。**
- ・**申請主体は、地域未来牽引企業ではなく、大学、商工会、金融機関等の支援機関となりますので、ご注意ください。（例：域内の特定業種の企業群の販路拡大を目指すことを目的に、産官学からなる研究会を設置し、地元の大学が本委託費の申請を行う。）**
- ・対象経費は、支援人材の活動費、専門家の謝金、マッチングに係る会費等の経費、展示会出展費、市場調査等になります。
- ・限度額：1,400万円（広域連携の案件は3,000万円）、補助率等：100%（自己負担無し）。
- ・連携支援計画の承認を受けた案件に対し、加点措置を講じています。
- お問い合わせ先：03-3501-0645（地域経済産業G 地域企業高度化推進課）

【補助金】地域復興実用化開発等促進事業 公募期間 継続：2月8日(金)～3月15日(金) 新規：2月8日(金)～3月25日(月)

- ・福島県浜通り地域等の早期の産業復興を実現すべく、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援します。
- ・**補助対象地域は、福島県浜通りの15市町村で、福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する企業又は、福島県浜通り15市町村の地元企業等と連携して実施する企業（全国の企業が対象）が補助対象となります。**
- 1事業計画あたりの補助上限額：7億円、補助率：1/2（大企業）、2/3（中小企業）
- ・お問い合わせ先：03-3501-8574（福島復興推進グループ新産業・雇用創出推進室）

研究開発や事業化を進めたい。

【参考1】支援策早見表①

	未来企業の申請	単独申請	法の承認・認定	大企業	中小企業 (※1)	加点措置	その他
【税制】地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法）	○	○	牽引事業計画	○	○	×	
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域未来投資促進法）	○	○	牽引事業計画	×	基本法	×	
【税制】地方拠点強化税制（オフィス減税）（地域再生法）	○	○	特定業務施設整備計画	○	○	×	利用できる地域に制約あり。中小企業への優遇あり。
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域再生法）	○	○	特定業務施設整備計画	×	基本法	×	利用できる地域に制約あり。
【補助金】自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	○	○	不要	○	○	×	対象は、福島県の避難指示区域等への立地に限定。
【補助金】ものづくり・商業・サービス 補助金	○	○	不要	×	基本法	牽引事業計画、経営力向上計画、先端設備等導入計画等の承認や認定を受けた事業者	
【補助金】IT導入補助金	○	○	不要	×	基本法	未来企業、牽引事業計画承認事業者等	
【補助金】戦略分野における地域経済牽引事業支援事業	○	○(注)	牽引事業計画	○	○	×	(注) 大企業は単独申請不可。なお、牽引事業計画は複数の事業者によるプロジェクトであることが必要。
【補助金】エネルギー使用合理化等事業者支援事業	○	○	不要	○	○	未定	
【税制】中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）	○	○	経営力向上計画	×	租特法	×	
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（中小企業等経営強化法）	○	○	経営力向上計画	×	基本法	×	
【税制】生産性向上特別措置法に基づく税制支援	○	○	先端設備導入計画	×	租特法	×	対象になる業種や設備は市区町村によって異なる場合がある。
【税制】中小企業投資促進税制	○	○	不要	×	租特法	×	
【税制】商業・サービス業・農林水産業活性化税制	○	○	不要（注）	×	租特法	×	(注) アドバイス機関から経営改善に係る指導や助言を受ける必要がある。
【税制】中小企業防災・減災投資促進税制	○	○	事業継続力強化計画or連携事業継続力強化計画（注）	×	租特法	×	(注) 改正法案の成立が前提です。
【補助金】戦略的基盤技術高度化支援事業	○	×	研究開発計画（注） or 牽引事業計画	×	基本法	×	(注) 研究開発計画は、中小ものづくり高度化法。
【補助金】商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）	○	×	異分野連携新事業分野開拓計画	×	基本法	牽引事業計画承認事業者等	
【補助金】国内・海外販売開拓強化支援事業費補助金（農工商等連携事業）	○	○(注)	農工商等連携事業計画	×	基本法	×	(注) 農工商等連携事業計画は、単独申請不可。
【補助金】JAPANブランド育成支援事業	○	×	不要	×	基本法	未来企業等	
【補助金】地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業	×	○	不要	-	-	連携支援計画の承認を受けた案件	地域未来牽引企業は、公設試、大学等が導入した機器を利用することで、間接的に支援を受けることができます。
【補助金】地域中核企業ローカルイノベーション事業	×	○	不要	-	-	連携支援計画の承認を受けた案件	地域未来企業は、研究会のメンバーになる等によって、間接的に支援を受けることができます。
【補助金】地域復興実用化開発等促進事業	○	○(注)	不要	○	○	×	(注) 福島県浜通り15市町村に拠点がある企業、福島県浜通り15市町村の地元企業等と連携して実施する企業は

※1：基本法上の中小企業者、租税特別措置法上の中小企業者の定義は、次ページ参照。

1. 中小企業基本法上の中小企業者の定義

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 租税特別措置法上の中小企業者（中小事業者等）の定義

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※1 平成31年度から、適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人も中小企業者等には該当しません。

※2 平成31年度から、大法人（資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人）の100%子法人等も大規模法人に追加されます。

【参考3】支援策早見表②（税制支援）

名称	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業 活性化税制	中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)	地域未来投資促進税制
対象企業	資本金1億円以下の法人 ※資本金1億円超の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人等は除く			地域経済牽引事業計画の承認を得た事業者 ※大企業も利用可
対象資産	①機械・設備(1台160万円以上) ②測定工具・検査工具(単品120万円以上等) ③一定のソフトウェア(単品70万円以上等) ④普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上) ⑤内航船舶(取得価格の75%が対象)	①器具備品(1台30万円以上) ②建物附属設備(1台60万円以上)	・A類型 (生産性向上設備)又は B類型 (収益力強化設備)に該当する以下の設備 ①機械装置(1台160万円以上) ②工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(60万円以上) ⑤ソフトウェア(70万円以上)※A類型はIoT関連のみ ※生産等設備に該当すれば、働き方改革に資する設備も対象となる	①機械装置 ②器具備品 ③ 建物 ・建物附属設備・ 構築物 ※ 土地 ・建物について地方税での優遇が措置される場合がある(以下参照)
措置の内容	(法人税)	①資本金3,000万円以下の法人 30%の特別償却 or 7%の税額控除 ②資本金3,000万円超の法人 30%の特別償却のみ	①資本金3,000万円以下の法人 30%の特別償却 or 7%の税額控除 ②資本金3,000万円超の法人 30%の特別償却のみ	①機械装置 40%の特別償却 or 4%の税額控除 (50%の特別償却or5%の税額控除) ②器具備品 40%の特別償却 or 4%の税額控除 (50%の特別償却or5%の税額控除) ③建物・附属設備・構築物 20%の特別償却 or 2%の税額控除 ※()は、直近事業年度の付加価値増加率が8%以上の場合
	地方税			①不動産取得税【都道府県税】 都道府県により異なる ②固定資産税【市区町村税】(土地・建物のみ) 市町村により異なる
主な要件	(主務大臣による事前の認定や確認は不要)	①アドバイス機関(認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、中央会等)による 経営改善に関する指導を受けた上で取得する設備が対象 (※) ②アドバイス機関から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて、その写しを確定申告書に添付 ※平成31年度より、設備投資等の経営改善により売上高又は営業利益が年2%以上向上すると見込まれることが確認されることが要件に追加される予定	①A類型 工業会等が発行した証明書が必要 ②B類型 税理士等による事前確認等が必要 ※A類型、B類型ともに主務大臣による経営力向上計画の認定が必要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本税制とは別に、新規に導入した設備にかかる固定資産税が最大で3年間ゼロとなる「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置」がある。【申請先は市区町村】 </div>	①法人税(主務大臣による 確認が必要) 1) 先進性を有すること 2) 投資総額が2,000万円以上 3) 前年度の 減価償却費10%超 の投資額 4) 市場規模の伸び率+5%を上回る売上計画 ②不動産取得税【都道府県税】* 都道府県により異なる ③固定資産税【市町村税】* 市町村により異なる * 以下を要件とするケースがあるため注意 1) 建物・土地の取得価格の合計が1億円超(農林漁業関連は5千万円超) 2) 上記①の先進性等に係る主務大臣の確認を受けていること